

## 「地盤沈下の防止に関する細目協定」の改定に当たっての意見

千葉県地質環境対策審議会は、「地盤沈下の防止に関する細目協定」の改定に当たり、県から意見を求められた。

地盤沈下は一部地域では依然として継続しており、こうした状況から、地盤沈下の更なる抑制に向けた取組について、以下の事項に留意し検討されたい。

- 1 地盤変動量の計測方法について、微小な地盤変動に対しても目標の達成状況をより適切に評価するため、企業と情報共有を図りながら、新たな技術の導入を検討し活用されたい。また、地盤変動量の評価に当たってはスロースリップのような自然現象等を考慮すること。
- 2 九十九里地域で標高5メートル未満の地域（平野部）については、特に浸水被害の危険性が高いことから、目標達成に向けて取組を着実に進めるとともに、必要に応じて沈下の要因調査を実施されたい。
- 3 平野部のうち標高1.5メートル未満の地域において原則掘替えを禁止する取組については、生産活動をより適切な地域へ誘導するという長期的な視点からも妥当と考える。なお、標高1.5メートル未満の地域の設定に当たっては、令和7年4月に標高改定が行われたことや、標高が変動することに留意されたい。
- 4 洪水ハザードマップや、企業が行う地盤変動が浸水ハザードに与える影響の研究の成果など、最新の知見を県と企業で共有した上で、沈下抑制に関する取組を協議・検討されたい。また、地盤沈下の防止に向けて、企業による新たな技術の開発や研究等を継続されたい。

令和7年9月4日

千葉県地質環境対策審議会  
会長 五明 美智男